**平成２３年（フ）第３１２号**
北海道茅部郡森町字鷲ノ木町120番地の５
債務者　加我　法美
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第３１６号**
函館市上湯川町379番地３
債務者　加我　広美
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第３４８号**
愛知県豊田市中根町町田40番地１　アグレ藤Ａ－１号、従前の住所愛知県高浜市八幡町４丁目１番地15　誠友寮
債務者　當眞　勇作
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３４号**
和歌山県田辺市新万18番10号　百恵マンション205号、住民票上の住所和歌山県田辺市向山649番地
債務者　岡田小百合
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２３年（フ）第４６号**
和歌山県西牟婁郡白浜町3143番地の49
債務者　仲　　荘互
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２３年（フ）第１５８号**
群馬県館林市新宿１丁目15番41号
債務者　塚越みゆき（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第３７５号**
愛知県豊田市京ケ峰１丁目24番地２　雇用促進住宅サンコーポラス京ケ峰503号
債務者　牧野　經士
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第９９号**
栃木県小山市西城南５丁目26番地７　ユーハイツ１号
債務者　山本喜代子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第１４９３号**
横浜市港北区大倉山１丁目13番２―101号
債務者　佐藤　千景（旧姓藤本）
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１７２６号**
横浜市神奈川区西大口160番地
債務者　中村　裕一
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１７５１号**
横浜市戸塚区吉田町1368番地３　元町ハイツ101号
債務者　岡田　静枝
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１８３２号**
横浜市中区本牧町１丁目206番地　エルベ山手Ｄ棟202号室
債務者　山内　和也
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１８８９号**
神奈川県大和市南林間１丁目２番21号
債務者　加藤　歌子
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９０２号**
横浜市鶴見区北寺尾５丁目１番８号　第１パレスタウン201
債務者　佐々木すゑ子
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９１３号**
横浜市中区松影町３丁目12番地４　松影別館５階16号室
債務者　三國　孝男
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９５７号**
横浜市南区六ツ川２丁目24番地１　泉タウン20―203号
債務者　高田　和良
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９５８号**
横浜市西区岡野２丁目７番６号
債務者　相澤　隆二
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部